

# 利用上の注意

1 本書は、千葉県年齢別・町丁字別人口調査要綱(平成26年千葉県告示第108号)に基づき、市町村からの報告を取りまとめたもので、人口と世帯は全て平成27年4月1日午前零時現在のものです。

2 人口及び世帯数の調査方法は次のとおりです。

第1表 男女別、年齢(3区分)別人口

第2表 年齢(5歳階級、各歳)別、男女別人口

第3表 町丁字別世帯数及び男女別、年齢(3区分)別人口

なお、人口は、住民基本台帳法に基づき住民票に記載された者について行っており、平成24年7月9日に改正された住民基本台帳法が施行されたことから、外国人を含んだ数となっています。

3 第3表の町丁字名について、平成24年度までは、各市町村の実情に応じて行政・管理区分上使用している名称による掲載もしていましたが、平成25年度から広く公表されている町丁字名を使用することとしました。

なお、昨年度報告から名称の変更があった町丁字は、次のとおりとなっています。

市町村	新町丁字名	旧町丁字名
木更津市	金田東一丁目	中島の一部
	金田東二丁目	中島の一部、牛込の一部
	金田東三丁目	中島の一部、中野の一部
	金田東四丁目	中島の一部、中野の一部
	金田東五丁目	中島の一部
	金田東六丁目	中島の一部
佐倉市	寺崎北一丁目	寺崎の一部、六崎の一部
	寺崎北二丁目	寺崎の一部
	寺崎北三丁目	寺崎の一部、六崎の一部
	寺崎北四丁目	寺崎の一部
	寺崎北五丁目	寺崎の一部
	寺崎北六丁目	寺崎の一部
東金市	田間一丁目	田間の一部
	田間二丁目	田間の一部
	田間三丁目	田間の一部

4 プライバシー保護の観点から、「第3表 町丁字別世帯数及び男女別、年齢(3区分)別人口」については、一部の数値に秘匿措置を講じています。

秘匿措置は、原則として世帯数が1～3の町丁・字を対象とし、当該町丁・字の情報を

すべて「X」で表示することによって行います。ただし、対象となった町丁・字が1つのみの市区町村については、他の町丁・字にも原則として秘匿措置を講じています。

なお、市区町村の総数には、秘匿した数値も含まれています。

5 数値について、単位未満で四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計が一致しない場合があります。

6 11地域は次のとおりです。

千葉地域：千葉市、市原市

葛南地域：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市

東葛飾地域：松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

印旛地域：成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

香取地域：香取市、神崎町、多古町、東庄町

海匝地域：銚子市、旭市、匝瑳市

山武地域：東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町

長生地域：茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

夷隅地域：勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町

安房地域：館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町

君津地域：木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

7 用語の解説

**【調査結果の概要】**

増 減 数：当年の人口－前年の人口

増 減 率：(増減数÷前年の人口)×100

年 少 人 口：0～14歳の人口

生 産 年 齢 人 口：15～64歳の人口

老 年 人 口：65歳以上の人口

年 少 人 口 割 合：(年少人口÷総人口)×100

生 産 年 齢 人 口 割 合：(生産年齢人口÷総人口)×100

老 年 人 口 割 合：(老年人口÷総人口)×100

**【第1表・第4表】**

年齢中位数：人口を年齢の小さい方から順に並べた時の1/2に当たる人の年齢

**【第4表】**

性 比：女性100人に対する男性の人数